

個人情報ファイルの名称	獣銃・空気銃等管理ファイル
行政機関等の名称	宮崎県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	獣銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1銃種、2許可証番号、3本（国）籍、4住所、5氏名、6性別、7生年月日、8登録事由発生年月日、9許可番号、10有効期間、11商品名等、12銃口径、13銃特徴、14銃番号、15銃全長、16銃身長、17適合実（空）包、18替え銃身本数、19替え銃身、20用途別、21管轄警察署、22追加打刻番号、23記事、24取消事由又は失効事由、25問題銃状態
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第9条の6第2項の規定により届出があった場合）、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第9条の11第2項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）宮崎県警察本部警務部県民広報課県民情報室
	（所在地）宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	 (名 称) 宮崎県警察本部生活安全部生活環境課		
	 (所在地) 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号		
行政機関等匿名加工情報の概 要	—		
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	— —		
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をす とができる期間	—		
備 考			